職員の処分について（お詫び）

本日付けで、職員の懲戒処分を行いました。

当該職員は、令和８年８月１９日午前５時３０分から６時頃にかけて、入院中の患者さま（８０代）の身体介助中に、当該患者さまの顔を素手で意図的に少なくとも１回叩き、また、その前後に当該患者さまに対して、暴言を発したというものです。

患者さまやそのご家族、地域の方々並びに関係機関の皆さまには、多大なる不安やご心配、ご迷惑をおかけし深くお詫び申し上げます。

これまでも、当院において、患者さまの尊厳や権利擁護についての研修や取り組みを実施してまいりましたが、不十分であったと反省しております。

さらに具体的かつ実践的な指導、教育を強化し、このような不祥事を二度と繰り返さないことを常に意識して、再発防止に取り組んでまいります。

最後になりますが、今回のことを決して忘れることなく、市民病院に求められている役割をしっかりと果たしながら、信頼回復に努めてまいります。

令和８年１１月２７日

地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市民病院　院長　堀内孝彦